

「日進市みんなですすめる歯と口腔の健康づくり条例(案)」パブリックコメント実施結果について

意見募集期間: 令和2年11月9日(月)から令和2年12月9日(水)まで

意見提出者数: 2名

提出意見件数: 3件

意見番号	意見者番号	項目	意見内容	市の考え方
1	1	P1(定義)第2条	「歯と口腔の健康」とは、どのような状態をいうのかが定義されていません。本条例においては、極めて重要な点であるので、第2条の定義で書き加えた方がいいと思います。	(定義)第2条では用語の意義を定めていることであることから、歯、口腔、健康についてはそれぞれ一般的に解釈でき、それらが健康な状態であることは社会通念上、用語の意味として理解できるものと考え条例案の記述のとおりとします。
2	1	P1(定義)第2条(1)	第2条の(1)の「歯及び口腔の健康の保持若しくは増進」と「それらの機能の維持若しくは向上」は同じことを指しているように思えます。「歯及び口腔の機能を維持若しくは向上することにより、歯と口腔の健康を保つことをいう。」と定義した方がわかりやすいと思います。	前述の「歯及び口腔の健康の保持若しくは増進」は歯及び口腔の環境、予防面を含め健康な状態を保持し続け、より健康な状態を目指していくことを指しており、後述の「又はそれらの機能の維持もしくは向上」は歯の欠損等により歯及び口腔が健康な状態といえなくなった場合でも、機能の維持や向上することを指しており、歯と口腔の健康状態と機能状態とを併記して明記しておりますので条例案の記述のとおりとします。
3	2	P2(基本的施策の実施)第3条(2)	第3条(2)乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。の理念のもと、基本的施策の実施項目に口腔機能に応じた食事を選択、調理、摂取するための「食育」活動を加えていただきたい。なぜなら、口腔機能の保持増進には適切な食物摂取が最も効果的であり、それを実践するための調理実習や栄養講座は市民の口腔機能保持増進には不可欠と思われるためである。実施者は専門知識をもつ管理栄養士が望ましいが、管理栄養士から一定以上の教育を受けて十分な知識をもつ者(食生活改善推進員など)でもよいのではないかと思う。	ご意見を踏まえ、(基本的施策の実施)第8条の(1)で市民等に知っていただきたい内容を具体的に例示し、及びその例示の中に食育を挙げるように、「市民に対する歯科検診の受診、口腔衛生の管理、食育等の重要性をはじめとする歯と口腔の健康づくりに必要な知識の普及啓発に関すること。」に修正します。